

議案第 89 号

かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 12 月 11 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する
条例の一部を改正する条例

第 1 条 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条
例（平成 17 年かすみがうら市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「100 分の 167.5」を「、6 月に支給する場合には 100
分の 167.5、12 月に支給する場合には 100 分の 172.5」に改め
る。

第 2 条 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条
例の一部を次のように改正する。

第 4 条中「、6 月に支給する場合には 100 分の 167.5、12 月に支
給する場合には 100 分の 172.5」を「100 分の 170」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 2 年

4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後のかすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前のかすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。